

～日本脳炎予防接種（第1期・2期）未完了の方へ～

日本脳炎の予防接種対象年齢拡大に伴う

日本脳炎予防接種のお知らせ

平成17年の積極的勧奨の差し替えにより、日本脳炎予防接種が未完了の方については、20歳になるまでの間に、不足している回数分を無料（公費負担）で接種できるようになりました。希望される方は、別紙医療機関で予約し接種してください。

- 対象者 日本脳炎予防接種が未完了の方
(平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの方)
- 接種期間 20歳の誕生日の前日まで
- 接種場所 別紙「令和8年度 予防接種協力医療機関一覧表」のとおり
※医療機関に、必ず事前に予約をしてから接種してください。
- 持ち物 予診票・母子健康手帳
- 接種費用 無料（公費負担） ※20歳以降は実費になります。
- 注意事項
 1. 接種前に必ず母子健康手帳で接種履歴を確認してください。
今までに任意（自費）で接種している方は、その分も接種済みとして数えてください。
 2. 「保護者が同伴できない場合」
予防接種は原則保護者同伴ですが、お子さまが1人で行く場合には、予診票（保護者が同伴しない場合）を発行しますので、
こども課母子保健係までお問い合わせください。
 3. 転出した場合は、村で発行した予診票が使用できなくなりますので、
ご注意ください。

★裏面の接種スケジュール・接種回数をご覧ください👉

《日本脳炎予防接種 接種スケジュール・接種回数》

●過去に1回接種したことがある方	日本脳炎予防接種を1回受けた方は、6日以上の間隔をおいて2回目・3回目の接種を行う。4回目の接種は、3回目の接種後6日以上の間隔をおいて、9歳を過ぎてから接種する。
●過去に2回接種したことがある方	日本脳炎予防接種を2回受けた方は、6日以上の間隔をおいて1回接種を行う。4回目の接種は、3回目の接種後6日以上の間隔をおいて、9歳を過ぎてから接種する。
●過去に3回接種したことがある方	日本脳炎予防接種を3回受けた方は、4回目の接種は、3回目の接種後6日以上の間隔をおいて、9歳を過ぎてから接種する。
●全く受けてない方	日本脳炎予防接種を全く受けたことがない方は、1回目接種後6日～28日の間隔をおいて2回目を接種し、6か月以上（標準的にはおおむね1年を経過した時期）の間隔をおいて3回目の接種を行う。4回目の接種は、3回目の接種後6日以上の間隔をおいて、9歳を過ぎてから接種する。

日本脳炎とは

日本脳炎ウイルスの感染で起こります。人から直接ではなく、豚などの体内で増えたウイルス蚊によって媒介されて感染します。7～10日の潜伏期間の後、高熱、頭痛、嘔吐、意識障害、けいれんなどの症状が見られる急性脳炎を起こします。人から人への感染はありません。感染者のうち、100～1,000人に1人が脳炎等を発症します。脳炎のほか髄膜炎や風邪のような症状で終わる人もいます。脳炎にかかったときの死亡率は約20～40%ですが、神経の後遺症を残す人が多くいます。

副反応について

副反応として、発熱や接種した部位のはれが起こることがあります。

予防接種法に基づく予防接種により重い疾病、障害、死亡等の健康被害を生じた場合には、予防接種健康被害救済制度によって、医療費の支給、障害年金の支給等が行われます。

なお、救済制度の対象となる健康被害は、厚生労働大臣が予防接種と疾病・障害等との因果関係を認定したものに限ります。



【予防接種のお問い合わせ】

南箕輪村役場 こども課 母子保健係
TEL 0265-98-8310 (直通)